

丸山漁港 漁港施設等活用事業の実施計画 公募要領

丸山漁港において漁港施設等活用事業を実施しようとする者（以下「事業実施者」という。）は、漁港及び漁場の整備等に関する法律（以下「漁港法」という。）第 42 条第 1 項の規定により、漁港施設等活用事業の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を提出してください。

1 提出方法

1.1 提出資料

- ① 申請書（様式-1）
- ② 実施計画（様式-2）
- ③ 申請者の住民票の写し又は登記事項証明書
（応募時点で登記が完了していない場合は、申請者の構成がわかる資料）
- ④ 活用事業施設の設置を行う場合、活用事業施設の平面図・縦断面図・横断面図・構造図その他漁港施設の形質変更の内容を明らかにする図面等
- ⑤ 漁港施設等活用事業の実施に資する業績及び資格を明らかにする資料
- ⑥ 漁港施設等活用事業の実施に必要な資金調達の相手方、調達額、調達方法を記載した書類
- ⑦ 誓約書（1.4(2)のいずれにも該当しないことを誓約する書面）
- ⑧ 企画提案書（任意）
 - ・ 事業理念、方針
 - ・ 事業内容、事業採算性、地域への波及効果
 - ・ 周辺環境への配慮（工事中、営業開始後）
 - ・ 事業実施体制（組織図）
 - ・ 原状回復措置を履行する実効性確保方策
 - ・ 事業スケジュール
 - ・ 会社概要（パンフレット等）

1.2 受付期間

令和 7 年 7 月 10 日（木）から令和 7 年 8 月 8 日（金）※ 17 時必着

1.3 提出方法

紙で 10 部、電子データを保存した CD を 1 部、事務局に持参または郵送する。

持参する場合は事前に事務局へ持参日時を連絡すること。

郵送する場合は、封筒に「漁港施設等活用事業申請書在中」と記載し、書留郵便等配達記録が残るようにすること。受付期限までに必着すること。

1.4 資格

- (1) 民間企業、漁業協同組合、NPO法人、その他法人および個人で、提出した実施計画の内容を適正かつ確実に履行できる者、または複数の者で構成する連合体。実施計画の提出時点で法人格として登記されていない場合でも、実施計画を提出することができる（実施計画の認定後、契約等の手続きを行うため、すみやかに登記を完了させること）。なお、連合体で申し込む場合には、以下の内容を遵守すること。

- ① 連合体の中から代表者を決定し、その意思決定を代表すること。
- ② 代表者は、本県との調整の窓口を行い、構成員との事業分担を明確にした資料を提出すること。代表者は、事業者決定後もその役割は承継されるものとする。ただし、県が認める場合は変更可能とする。
- ③ 連合体の代表者及び構成員は、他の連合体の代表者及び構成員になることができないこと。

注意：特別目的会社（SPC）※を設立する場合の要件

応募者が特別目的会社（以下、SPC）を設立する場合は、以下の内容を遵守すること。

- ・事業者応募申込書に、SPCを設立して開発事業を行うことを記載すること
- ・提出書類として、資金調達方式、SPCのエクイティ出資者やアセットマネジメント（AM）、プロパティマネジメント（PM）業務等を担う企業名を付した全体スキーム図、設立に向けたスケジュール等を簡潔にまとめたSPC設立の事業実施計画書を提出すること。
- ・賃貸借契約の相手方となるため、SPCは契約締結前に設立すること。
- ・代表者は、SPCのエクイティ出資者となること。
- ・代表者は、SPC設立後も②に示す役割を担うこと。
- ・代表者を変更する場合、事前に県の承諾を得ること。
- ・SPCは日本国内に設立すること。

※「資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）」に基づき設立する特定目的会社及びその他の特別目的会社

- (2) 次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定に関わらず、資格を有しない。

- ① 漁港法律第51条の欠格事由に該当する者
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- ④ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
- ⑤ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

⑥ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

2 実施計画の作成

実施計画の作成にあたっては、「丸山漁港 漁港施設等活用事業の推進に関する計画」（以下「活用推進計画」という。）の基本的な方針を踏まえたうえで、活用推進計画に定める範囲内で、具体的な事業内容及び実施事項を記載すること。

作成にあたっては、様式-2の「記載上の留意事項」を確認のうえ記載すること。不明な点があれば事務局へ問い合わせること。

その他留意事項については下記のとおり。

2.1 活用事業施設

現在南あわじ市が所有している下記の施設については、市議会での議決を経た後に、市から認定計画実施者に無償譲渡する予定である。

この施設の活用について、実施計画に記載すること。また、そのほか活用推進計画に位置付ける漁港施設を活用する場合、漁港施設用地上に施設を新設する場合についても、実施計画に記載すること。なお、議決を得られない場合については、事務局、南あわじ市、認定計画実施者等で協議するものとする。

施設名	魚彩館	漁業活性化センター
構造	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート
階数	1 階	1 階
延床面積	165.45m ²	236.64m ²
竣工年度	平成 7 年度	平成 9 年度
付帯設備	日除けテント 121.45m ²	－
その他	平成 28 年度に屋上防水、外壁塗装	平成 29 年度に屋上防水

2.2 占用料・貸付料

①水域の占用料については、兵庫県漁港管理条例第 11 条第 1 項に基づき、下表のとおりとする。

水域 (占用料)	養殖場、養魚場その他これらに類するもの	年間 1 円/m ²
	その他	年間 200 円/m ²

②漁港施設及び漁港施設用地の貸付料については、兵庫県漁港管理規則第7条に基づき、下表のとおりとする。額の算出は、提出資料を基に事務局にて算定し、受付締切後に申請者に確認する。確認の結果、辞退する者は、辞退書を提出すること。

漁港施設及び用地	370 円に、市町村交付金に相当する額を加算した額	年間 471 円/m ²
----------	---------------------------	-------------------------

※上記貸付料に対して、全部または一部免除の取扱いを考慮する。

- ・全部が免除の対象となるもの

無料で不特定多数に開放している公園、広場、運動場、トイレ、遊具等
防犯灯、街灯、防災関連施設及び公共の用に供する通路及び駐車場

- ・一部免除の対象となるもの

国庫補助事業等により建設された施設で、漁業振興に供する施設及び漁村の振興に資する施設(減免率 50%)

- ・漁業振興のための施設については、加算額としての国有資産等所在市町村交付金法に定める市町村交付金に相当する額を全額免除

2.3 漁港施設等の維持管理費

「漁港施設等活用事業の推進に関する基本方針（令和5年12月）」I 3 に定めるとおり、漁港施設等活用事業に係る漁港施設又は漁港の区域内の水域の維持管理にあたっては、漁港管理者が引き続きその機能と保全に努める。

これまで漁港管理者が実施してきた維持管理、すなわち丸山漁港本来の機能を維持・保全するための費用については、これまでの管理水準を踏まえ、漁港管理者が負担する。

その他、活用事業を実施するにあたり新たに発生する費用、すなわち漁港の本来目的以外の用途に起因する維持管理費については、認定計画実施者が負担する。

【漁港施設等活用事業の推進に関する基本方針（令和5年12月）】I

3 漁港管理者の役割 漁港管理者は、漁港施設等活用事業の推進に当たって、以下の役割を果たすものとする。

- ・ 漁港利用を調整し、漁業根拠地としての漁港の機能を十分に発揮させるよう、努めること。
- ・ 漁港法の定める手続に従って、漁港法第41条第1項に基づき漁港施設等活用事業の推進に関する計画（以下「活用推進計画」という。）を定め、漁港法第42条第1項に基づき事業を実施しようとする者が申請する漁港施設等活用事業の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）について漁港法第43条第1項に基づく認定等を適切に行うこと。
- ・ 漁港管理者は、適切な事業の実施が図られるよう、必要に応じて認定計画実施者（漁港法第43条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）に助言や指導等を行うとともに、漁港利用調整等について必要な配慮を行うこと。

- ・ 漁港施設等活用事業に係る漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の維持管理に当たっては、漁港管理者が引き続きその機能の維持と保全に努める責務があるという認識の下、必要に応じて認定計画実施者と適切な役割分担を定めた上で、活用する漁港施設等の機能の維持、保全及び更新を図ること。

3 認定の手続き

3.1 スケジュール

実施計画の認定に向けたスケジュールは下記のとおりとする。

現地見学会への参加を希望する者は、7月15日（火）15:00 までに、事務局あて連絡のこと。

募集・受付開始	令和7年7月10日（木）
現地見学会	令和7年7月16日（水）10：00～12：00
募集に関する質問締切	令和7年7月22日（火）
質問に対する回答	令和7年7月25日（金）
受付締切	令和7年8月8日（金）
貸付料の確認	令和7年8月12日（火） ※辞退する場合は8月14日（木）までに辞退書提出
実施計画の公告・縦覧 意見書提出の受付	令和7年8月19日（火）から 令和7年8月26日（火）まで（予定）
実施計画の審査	令和7年8月末予定
実施計画の認定・公表	令和7年8月末予定

3.2 実施計画の審査

提出された実施計画について、法施行規則第38条の規定により公告・縦覧を行ったうえで「丸山漁港 漁港施設等活用事業の実施計画審査委員会」（以下、「委員会」という。）において審査し、認定計画実施者となる1者を選定する。

書面審査を基本とするが、委員会からヒアリングの要請があった場合は、協力すること。

審査は、漁港法第43条第1項の各号に適合するものを、漁港施設等活用事業の推進に関する基本方針に沿って行います。

3.3 結果の連絡

審査結果については、応募者全員に文書で通知するとともに、認定計画の概要については公表する。

4 事務局

淡路県民局洲本農林水産振興事務所管理課

〒656-0021

洲本市塩屋 2-4-5

TEL 0799-26-2091（直通）

E-mail sumotonourinsuisan@pref.hyogo.lg.jp